株式会社Liberaware定款

第１章　　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社 Liberaware と称し、英文では Liberaware Co., Ltd. とする。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

（１）産業用各種ロボットシステムのハードウェア、ソフトウェア、その他関連機器の企画、設計、開発、製造、販売、リース、賃貸借及び保守管理、並びに輸出入

（２）情報処理サービス及びそれに付帯するデータベースの企画、作成、販売

（３）測量、調査、設計、情報処理及びそれらに付帯する業務

（４）（３）に関連する機械、部品、設備並びに材料の製造、リース、賃貸借、及び保守管理並びに販売

（５）前各号に係るコンサルティング業務

（６）前各号の事業その他事業に関する仲介、代理、調査、製造、及び研究開発

（７）前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を千葉県千葉市に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日刊工業新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、68,000,000 株とする。

（自己株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は､法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第１２条　当会社は､毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第３章　　株主総会

（株主総会の招集）

第１３条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

（株主総会の招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

（議決権の代理行使）

第１５条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（株主総会の決議）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（電子提供措置等）

第１７条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１８条　当会社に置く取締役は、10 名以内とする。

（取締役の選任）

第１９条　取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役）

第２１条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

２　代表取締役は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集）

第２３条　取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２　取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

（取締役会の決議）

第２４条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決定する。

（取締役会の決議等の省略）

第２５条　当会社は会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第２６条　取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除等）

第２８条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法の定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第２９条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任方法）

第３０条　監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第３１条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠として選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第３２条　監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３３条　監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、監査役会の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２　監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。

（監査役会の決議方法）

第３４条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもっておこなう。

（監査役会規程）

第３５条　監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第３６条　監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除等）

第３７条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法の定める最低責任限度額とする。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第３８条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第３９条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の報酬等）

第４０条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

（会計監査人の責任免除等）

第４１条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間で、同法第 423 条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法の定める最低責任限度額とする。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第４２条　当会社の事業年度は、毎年８月１日から翌年７月 31 日までの年１期とする。

（剰余金の配当の基準日）

第４３条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

（中間配当）

第４４条　当会社は、取締役会の決議により、毎年１月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第４５条　剰余金の配当が、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第８章　　附　　則

（株式分割の基準日）

第４６条　削除済

（電子提供措置等の効力発生日）

第４７条　削除済

（法令の準拠）

第４８条　この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。